

市区町村別集計項目(推進体制等)

福島県	
市区町村数	59

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無現在の状況	有		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)		計画名称	計画期間				
						17	20	16				53					
7	201	福島市	男女共同参画センター	1	1	1	1	福島市男女共同参画推進条例	2002年12月27日	2002年12月27日		福島市男女共同参画基本計画(男女共同参画ふくしまプラン)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
7	202	会津若松市	企画政策部 企画調整課 協働・男女参画室	1	1	1	1	会津若松市男女共同参画推進条例	2003年12月19日	2004年4月1日		第5次会津若松市男女共同参画推進プラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
7	203	郡山市	男女共同参画課	1	1	1	1	郡山市男女共同参画推進条例	2003年3月25日	2003年4月1日		第三次こおりやま男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2026年3月	1	1		
7	204	いわき市	男女共同参画センター	1	1	1	1	いわき市男女共同参画推進条例	2011年3月31日	2011年4月1日		第四次いわき市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
7	205	白河市	教育委員会事務局生涯学習スポーツ課	2	2	1	1				0	第2次白河市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
7	207	須賀川市	企画政策部企画政策課	1	2	0	1	須賀川市男女共同参画推進条例	2002年12月27日	2003年1月1日		すかがわ男女共同参画プラン21第3次計画[改定]	2014年4月 ~ 2024年3月	1	1		
7	208	喜多方市	企画調整課	1	2	1	1	喜多方市男女共同参画推進条例	2006年1月4日	2006年1月4日		第3次喜多方市男女共同参画推進基本計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
7	209	相馬市	生涯学習課	2	2	1	1				0	そうま男女共生プラン21	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
7	210	二本松市	総務部秘書政策課	1	2	0	1	二本松市男女共同参画推進条例	2005年12月1日	2005年12月1日		二本松市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
7	211	田村市	保健福祉部 社会福祉課	1	2	1	1	田村市男女共同参画推進条例	2020年3月26日	2020年4月1日		第2次田村市男女共同参画計画(田村市女性活躍推進計画)	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
7	212	南相馬市	南相馬市教育委員会事務局生涯学習課	2	2	1	1				0	第3次南相馬市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1		
7	213	伊達市	未来政策部協働まちづくり課	1	2	1	1	伊達市男女共同参画推進条例	2016年3月17日	2016年3月17日		第2次伊達市男女共同参画プラン	2018年5月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
7	214	本宮市	生活環境課	1	2	1	0	本宮市男女共同参画推進条例	2007年1月1日	2007年1月1日		本宮市第2次男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
7	301	桑折町	総合政策課	1	2	1	1				0	第二次こおり男女共同参画プラン	2013年3月 ~ 2023年3月	1	1		
7	303	国見町	住民防災課	1	2	0	0				0	国見町男女共同参画計画	2021年3月 ~ 2026年3月	0	1		
7	308	川俣町	政策推進課	1	2	1	1	川俣町男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日		第3次川俣町男女共同参画推進計画	2022年4月 ~ 2030年3月	0	1		
7	322	大玉村	健康福祉課	1	2	0	1	大玉村男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年4月1日		第2期大玉村男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1		
7	342	鏡石町	税務町民課	1	2	0	0				0	鏡石町男女共同参画プラン	2020年10月 ~ 2025年3月	1	1		
7	344	天栄村	総務課	1	2	0	0				0	天栄村男女共同参画計画	2019年3月 ~ 2027年3月	0	1		
7	362	下郷町	教育委員会事務局	2	2	0	1				0	下郷町第2次男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
7	364	檜枝岐村	住民課	1	2	0	0				2					1	
7	367	只見町	地域創生課	1	2	0	0				0	只見町男女共同参画計画	2018年3月 ~ 2025年3月	0	1		
7	368	南会津町	生涯学習課	2	2	0	0				0	からふるプラン(南会津町男女共同参画計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
7	402	北塩原村	住民課	1	2	0	0				0	第1次北塩原村男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
7	405	西会津町	福祉介護課	1	2	0	0				0	西会津町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1		
7	407	磐梯町	町民課	1	2	0	0				0	磐梯町男女共同参画計画	2020年10月 ~ 2028年3月	0	1		
7	408	猪苗代町	保健福祉課	1	2	0	0				0	猪苗代町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2027年3月	1	1		
7	421	会津坂下町	総務課 行政管理班	1	2	0	0				0	あいづばんげ男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
7	422	湯川村	住民課	1	2	0	0				0	湯川村男女共同参画計画	2020年2月 ~ 2030年1月	0	1		
7	423	柳津町	教育課	2	2	0	0				0	柳津町男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2023年3月	0	1		
7	444	三島町	総務課	1	2	0	0				0	三島町男女共同参画計画	2020年10月1日 ~ 2030年9月30日	1	1		
7	445	金山町	金山町教育委員会	2	2	0	0				0	金山町男女共同参画社会基本計画	2017年4月 ~ 2027年3月	0	1		
7	446	昭和村	保健福祉課	1	2	1	0				0	昭和村男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1		
7	447	会津美里町	政策財政課	1	2	0	1	会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例	2005年10月1日	2005年10月1日		会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
7	461	西郷村	西郷村教育委員会 生涯学習課	2	2	0	0				0	西郷村男女共同参画計画	2019年1月 ~ 2028年12月	0	1		
7	464	泉崎村	総務課	1	2	0	0				0	泉崎村男女共同参画基本計画	2018年5月1日 ~ 2028年3月31日	0	1		
7	465	中島村	生涯学習課	2	2	0	0				0	中島村男女共同参画計画	2020年3月 ~ 2028年3月	0	1		
7	466	矢吹町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	矢吹町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1		
7	481	棚倉町	生涯学習課	2	2	0	0				0	第2次たなぐらまち男女共同参画計画	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1		
7	482	矢祭町	教育委員会教育課	2	2	0	0				0	矢祭町男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1		
7	483	塙町	健康福祉課	1	2	0	0				0	塙町男女共同参画計画	2018年12月3日 ~ 2027年3月31日	0	1		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有				無
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
7	484	鮫川村	総務課	1	2	0	0				0	第1次男女共同参画計画	2016年11月 ~ 2026年3月	0	1	
7	501	石川町	生涯学習課	2	2	0	0	石川町男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日	0	いしかわ男女共同参画プラン	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1	
7	502	玉川村	企画政策課	1	2	0	0				2	第1次玉川村男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1	
7	503	平田村	総務課	1	2	0	0				2	平田村男女共同参画計画	2020年3月 ~ 2024年3月	1	1	
7	504	浅川町	保健福祉課	1	2	0	0				0	(浅川町男女共同参画計画)	2020年3月1日 ~ 2030年2月28日	1	0	
7	505	古殿町	健康福祉課	1	2	0	0				0	古殿町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
7	521	三春町	教育委員会生涯学習課	2	2	0	0				0					1
7	522	小野町	町民生活課	1	2	0	0				0					1
7	541	広野町	総務課	1	2	0	0				0					1
7	542	檜葉町	総務課 行政係	1	2	1	1	檜葉町男女共同参画の推進による心豊かな町づくり条例	2004年12月17日	2005年4月1日		檜葉町男女共同参画基本計画書	2008年4月 ~ 2023年3月	1	1	
7	543	富岡町	生涯学習課	2	2	0	0	富岡町男女共同参画推進条例	2004年6月24日	2004年7月1日		富岡町男女共同参画まちづくり基本計画	2007年3月 ~ 2023年3月	0	1	
7	544	川内村	教育課 生涯学習係	2	2	0	0				0	川内村男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
7	545	大熊町	教育総務課	2	2	1	1				0	(おおくま男女共同参画プラン)	2007年9月 ~ 2023年9月	0	0	
7	546	双葉町	住民生活課	1	2	0	0				0					0
7	547	浪江町	教育委員会事務局	2	2	0	0				0	男女共同参画プランなみえ	2007年4月 ~ 2023年3月	0	1	
7	548	葛尾村	住民生活課	1	2	0	0				0	第2次葛尾村男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
7	561	新地町	教育総務課	2	2	1	1				2	新地町男女共同参画プラン(しんちにいじいろスマイルプラン)	2017年3月 ~ 2026年3月	1	1	
7	564	飯館村	生涯学習課	2	2	0	0				0					1

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
			3						1	2	2	1	0	2	1	0
7	201	福島市	福島市男女共同参画センター	ウィズ・もとまち	960-8035	福島市本町2番6号	024-525-3784	024-522-1528	<a href="https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kurashi/kyodosankaku/index.html">https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kurashi/kyodosankaku/index.html</a>		○	○			○	
7	202	会津若松市														
7	203	郡山市	郡山市男女共同参画センター	さんかくプラザ	963-8876	郡山市麓山二丁目9-1	024-924-0900	024-924-0904	<a href="http://www.bunka-manabi.or.jp/sankaku">http://www.bunka-manabi.or.jp/sankaku</a>	○			○			○
7	204	いわき市	いわき市男女共同参画センター		973-8408	福島県いわき市内郷高坂町四方木田191	0246-27-8694	0246-27-8641	<a href="http://www.city.iwaki.lg.jp/www/job/1441963506741/index.html">http://www.city.iwaki.lg.jp/www/job/1441963506741/index.html</a>		○	○			○	
7	205	白河市														
7	207	須賀川市														
7	208	喜多方市														
7	209	相馬市														
7	210	二本松市														
7	211	田村市														
7	212	南相馬市														
7	213	伊達市														
7	214	本宮市														
7	301	桑折町														
7	303	国見町														
7	308	川俣町														
7	322	大玉村														
7	342	鏡石町														
7	344	天栄村														
7	362	下郷町														
7	364	檜枝岐村														
7	367	只見町														
7	368	南会津町														
7	402	北塩原村														
7	405	西会津町														
7	407	磐梯町														
7	408	猪苗代町														
7	421	会津坂下町														
7	422	湯川村														
7	423	柳津町														
7	444	三島町														
7	445	金山町														
7	446	昭和村														
7	447	会津美里町														
7	461	西郷村														
7	464	泉崎村														
7	465	中島村														
7	466	矢吹町														
7	481	棚倉町														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)																		
			名称	所在地等						施設形態		管理・運営主体									
				愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営							
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他				
7	482	矢祭町																			
7	483	埴町																			
7	484	鮫川村																			
7	501	石川町																			
7	502	玉川村																			
7	503	平田村																			
7	504	浅川町																			
7	505	古殿町																			
7	521	三春町																			
7	522	小野町																			
7	541	広野町																			
7	542	檜葉町																			
7	543	富岡町																			
7	544	川内村																			
7	545	大熊町																			
7	546	双葉町																			
7	547	浪江町																			
7	548	葛尾村																			
7	561	新地町																			
7	564	飯館村																			



都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）														
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
7	461	西郷村			0	0	0										
7	464	泉崎村			0	0	0										
7	465	中島村			0	0	0										
7	466	矢吹町			0	0	0										
7	481	棚倉町			0	0	0										
7	482	矢祭町			0	0	0										
7	483	塙町			0	0	0										
7	484	鮫川村			0	0	0										
7	501	石川町			0	0	0										
7	502	玉川村			0	0	0										
7	503	平田村			0	0	0										
7	504	浅川町			0	0	0										
7	505	古殿町			0	0	0										
7	521	三春町			0	0	0										
7	522	小野町			0	0	0										
7	541	広野町			0	0	0										
7	542	檜葉町			0	0	0										
7	543	富岡町			0	0	0										
7	544	川内村			0	0	0										
7	545	大熊町			0	0	0										
7	546	双葉町			0	0	0										
7	547	浪江町			0	0	0										
7	548	葛尾村			0	0	0										
7	561	新地町			0	0	0										
7	564	飯舘村			0	0	0										

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

福島県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				2		13	0	0.0	16	0	0.0	46	0	0.0	46	1	2.2	6,058	199	3.3
7	201	福島市				1	0	0.0	1	0	0.0							867	48	5.5
7	202	会津若松市	2000年2月27日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							507	18	3.6
7	203	郡山市	2002年12月17日	郡山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							663	40	6.0
7	204	いわき市				1	0	0.0	2	0	0.0							529	10	1.9
7	205	白河市				1	0	0.0	1	0	0.0							167	5	3.0
7	207	須賀川市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	0	0.0
7	208	喜多方市				1	0	0.0	1	0	0.0							272	7	2.6
7	209	相馬市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	0	0.0
7	210	二本松市				1	0	0.0	1	0	0.0							372	11	3.0
7	211	田村市				1	0	0.0	1	0	0.0							100	0	0.0
7	212	南相馬市				1	0	0.0	2	0	0.0							180	4	2.2
7	213	伊達市				1	0	0.0	1	0	0.0							421	11	2.6
7	214	本宮市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	6	5.3
7	301	桑折町										1	0	0.0	1	1	100.0	50	0	0.0
7	303	国見町										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
7	308	川俣町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
7	322	大玉村										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
7	342	鏡石町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
7	344	天栄村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
7	362	下郷町										1	0	0.0	0	0		38	0	0.0
7	364	檜枝岐村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
7	367	只見町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	1	3.7
7	368	南会津町										1	0	0.0	0	0		95	1	1.1
7	402	北塩原村										1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0
7	405	西会津町										1	0	0.0	1	0	0.0	90	5	5.6
7	407	磐梯町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
7	408	猪苗代町										1	0	0.0	1	0	0.0	109	6	5.5
7	421	会津坂下町										1	0	0.0	1	0	0.0	81	0	0.0
7	422	湯川村										1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0
7	423	柳津町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	0	0.0
7	444	三島町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
7	445	金山町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
7	446	昭和村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
7	447	会津美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	156	2	1.3
7	461	西郷村										1	0	0.0	1	0	0.0	52	2	3.8

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち 女性市区長数	女性比率 (%)	副市区長数	うち 女性副市区長数	女性比率 (%)	町村長数	うち 女性町村長数	女性比率 (%)	副町村長数	うち 女性副町村長数	女性比率 (%)	自治会長数	うち 女性自治会長数
7	464	泉崎村									1	0	0.0	1	0	0.0	106	9	8.5
7	465	中島村									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
7	466	矢吹町									1	0	0.0	1	0	0.0	94	8	8.5
7	481	棚倉町									1	0	0.0	1	0	0.0	53	1	1.9
7	482	矢祭町									1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
7	483	埴町									1	0	0.0	0	0		46	0	0.0
7	484	鮫川村									1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
7	501	石川町									1	0	0.0	0	0		39	0	0.0
7	502	玉川村									1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
7	503	平田村									1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
7	504	浅川町									1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
7	505	古殿町									1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
7	521	三春町									1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0
7	522	小野町									1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
7	541	広野町									1	0	0.0	1	0	0.0	25	2	8.0
7	542	檜葉町									1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
7	543	富岡町									1	0	0.0	2	0	0.0	26	1	3.8
7	544	川内村									1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
7	545	大熊町									1	0	0.0	2	0	0.0	21	0	0.0
7	546	双葉町									1	0	0.0	2	0	0.0	17	0	0.0
7	547	浪江町									1	0	0.0	2	0	0.0	48	0	0.0
7	548	葛尾村									1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
7	561	新地町									1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
7	564	飯館村									1	0	0.0	1	0	0.0	20	0	0.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他











調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
			16	1の合計	46	0	39			1		40	40	40	40	38	32
			3	2の合計	2	32	7			45		6	6	6	6	11	8
			7	3の合計	7	7				0		3	3	3	3	2	4
			33	4の合計	4	7						10	10	10	10	8	15
7	201	福島市	2	福島市議会	1	2	1	福島市議会会議規則 (欠席の届出) 第二条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他		2		1	1	1	1	1	4
7	202	会津若松市	1	会津若松市議会	1	3	1	会津若松市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1
7	203	郡山市	1	郡山市議会	1	2	1	郡山市議会会議規則、郡山市議会委員会条例 ・郡山市議会会議規則第2条2「議員は、出産のため欠席するときは出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」 ・郡山市議会委員会条例第12条2「議員は、出産のため欠席するときは出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。」		2		1	1	1	1	1	1
7	204	いわき市	2	いわき市議会	1	2	1	いわき市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1
7	205	白河市	3	白河市議会	1	3	1	白河市議会会議規則 第1章第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	4
7	207	須賀川市	3	須賀川市議会	1	2	1	須賀川市議会会議規則 第3条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1
7	208	喜多方市	1	喜多方市議会	1	2	1	喜多方市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第91条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1
7	209	相馬市	4	相馬市議会	1	2	1	相馬市議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1
7	210	二本松市	4	二本松市議会	1	2	1	二本松市議会規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1
7	211	田村市	4	田村市議会	1	2	1	田村市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	問5で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
議会名						その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
7 212	南相馬市	2		南相馬市議会	1	2	1	南相馬市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をしようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
7 213	伊達市	3		伊達市議会	1	2	1	①伊達市議会会議規則 ②伊達市議会委員会条例 ①第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をしようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ②第12条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をしようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに、委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
7 214	本宮市	1	本宮市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、社会活動の継続性を保持し働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	本宮市議会	1	2	1	本宮市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
7 301	桑折町	4		桑折町議会	1	2	1	桑折町議会会議規則 (欠席の届出) 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
7 303	国見町	4		国見町議会	4									4	4	4	4	4	4
7 308	川俣町	4		川俣町議会	3									4	4	4	4	4	4
7 322	大玉村	4		大玉村	1	2	1	大玉村議会会議規則 第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から、当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
7 342	鏡石町	4		鏡石町議会	1	3	1	鏡石町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(他児妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4
7 344	天栄村	4		天栄村議会	1	4	2		2				2	2	2	2	2	2	4
7 362	下郷町	4		下郷町議会	1	2	1	下郷町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	2	2
7 364	檜枝岐村	4		檜枝岐村役場議会	1	4	2		2				1	1	1	1	1	1	
7 367	只見町	4		只見町議会	2								2	2	2	2	2	2	
7 368	南会津町	4		南会津町議会	1	2	1	南会津町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により欠席、遅刻又は早退をしようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
											議会名	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
7	402	北塩原村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	北塩原村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1		
7	405	西会津町	西会津町職員旧姓使用取扱規定 西会津町訓令第 4 号 西会津町職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職員に属する職員(随時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後に、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、町長に届出をして、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表第1に掲げるものとする。 3 旧姓を使用することができない文書等は、別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓及び戸籍の氏を証する書面を添付した旧姓使用届出書(第1号様式)を、所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第4条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(第2号様式)を所属長を経て総務課長に提出しなければならない。 2 町長は、当該職員の旧姓の使用が職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、旧姓使用の中止を命ずることができる。 3 旧姓使用を中止した職員、または旧姓使用の中止を命ぜられた職員が再び同じ旧姓を使用することは、原則として認めないものとする。 (責務) 第5条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切に運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、人事異動に当たり、事務処理上の混乱が生じないように新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。 (その他) 第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。  附 則 (施行期日) 1 この訓令は、令和3年6月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員は、この訓令の施行の日から令和3年7月31日までに、所属長を経て総務課長に第3条の旧姓使用届出書を提出することにより、旧姓を使用できる。  別表第1(第2条関係) 1 組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの 起案文書、決裁文書等に係る押印、復命書、事務引継書、事務分掌表、庁内電算システム上の氏名表記 2 職員の権利・義務に係るもの等であるが、組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの 出勤票、週休日の振替及び半日勤務の割振変更簿、旅行命令票、休暇又は休業申請書、日直通知簿、営利企業等の従事許可申請書、職務に専念する義務の免除申請書、履歴事項異動届、扶養親族届、通勤届、住居届、人事異動内示、人事評価関係文書 3 対外的なものであるが、氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせないもの 職場での呼称、名札、名刺、座席表、職員録 4 その他総務課長が職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがないと認めるもの  別表第2(第2条関係) 1 公務員の身分関係に係るもの 人事記録、給金、身分証明書、宣誓書、履歴書、退職願、処分に関する文書 2 職員の権利・義務に係るもの等て他団体に与える影響が大きいもの又は特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 給与明細書、源泉徴収票、児童手当請求書、共済組合関係文書、研修関係文書、公務災害関係文書、健康診断関係文書、労働保険関係文書、交通事故等報告書 3 公権力の行使に係るもの 許認可、立入検査、徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書、その他公権力の行使に関する文書 4 その他総務課長が職務遂行上又は事務処理上の支障又は混乱を招くおそれがあると認めるもの	西会津町議会	1	3	1	2				1	1	1	1	1	1			
7	407	磐梯町	磐梯町旧姓使用取扱要綱																	
			第2条 職員は、町長に届出をして、専ら職員の間で使用している文書等で、法令等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	磐梯町議会	1	3	2													





都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
7482	矢祭町	4	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	矢祭町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。	2	1	1	1	1	1	1	1	1						
7483	埴町	4					埴町議会	1	4	2				2	2	2	2					
7484	穀川村	4					穀川村議会	1	2	1	穀川村議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
7501	石川町	4					石川町議会	1	3	1	石川町議会会議規則 第2条2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出すること。	2				1	1	1	1	1	1	
7502	玉川村	3					玉川村議会	1	2	1	玉川村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
7503	平田村	4					平田村議会	1	2	1	平田村議会会議規則 第1章総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
7504	浅川町	4					浅川町議会	2							4	4	4	4	4	4		
7505	古殿町	4					古殿町議会	1	2	1	古殿町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
7521	三春町	1	三春町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、三春町職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、町長の承認を受けて、専ら職員の間に使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 (旧姓を使用できる文書等) 第3条 前条の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請) 第4条 職員は、第2条の旧姓の使用の承認を受けようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)を所屬長を経て総務課長に提出しなければならない。 (承認の通知) 第5条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所屬長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届) 第6条 町長の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所屬長を経て総務課長に提出しなければならない。 (責務) 第7条 所屬長は、所屬職員の旧姓の使用に適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。				三春町議会	1	2	1	三春町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1				議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 第4条の2 議員が議会活動ができなくなった期間(病気及び長期不在)に応じて、次の表に定める割合を第2条に定める報酬の額から減額するものとする。 議会活動ができなかった期間 減額の割合 90日以上180日未満 100分の20 180日以上365日未満 100分の30 365日以上 100分の50 2 前項の規定による報酬の減額は、議会活動ができない期間が90日、180日又は365日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からそれぞれ開始し、議会活動ができることとなった場合においては、その事実が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。 3 前2項の規定にかかわらず、公務災害に認定された場合は、この限りではない。 第5条の4 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)の前6箇月以内の期間において減額月があるときの期末手当の額は第5条の規定により支給されるべき期末手当の額に、長期欠席の期間に応じて、第4条の2第1項の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。 2 基準日の前6箇月以内の期間に減額割合が異なる場合の期末手当額は、減額割合が高い方を適用して計算する。	1	1	1	1	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない													
											1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。																
7	522	小野町	4		小野町議会	1	2	1	小野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2													
7	541	広野町	4		広野町議会	1	2	1	広野町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2													
7	542	楢葉町	4		楢葉町議会	1	4	1	楢葉町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2													
7	543	富岡町	1	富岡町職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、互いに個性が尊重される働きやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要事項を定めるものとする。 (職員の範囲) 第2条 旧姓を使用できる職員の範囲は、富岡町職員定数条例(昭和31年富岡町条例第29号)第1条に定める職員とする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おおむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務執行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれがないもの 2 旧姓を使用することができないものは、前項に規定するもの以外のものであって、おおむね別表2に掲げるものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員が旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)に婚姻等の前後の戸籍上の氏を証する書類等を添付し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 2 前項の旧姓使用承認申請書は、所属長を経由して、町長に提出するものとする。 (旧姓使用の開始) 第5条 町長が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用職員は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓使用中止届を提出した職員は、戸籍上の氏を改めた場合その他特段の理由がある場合を除き、再度旧姓使用の申請はできないものとする。 (旧姓使用職員名簿) 第7条 町長は、前3条の届出の内容を旧姓使用職員名簿(様式第4号)に記載し、保管する。 (職員及び所属長の責務) 第8条 旧姓使用職員は、旧姓の使用にあたり、常に町民又は職場に誤解、混乱等が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用にあたり、適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員で、旧姓の使用をしようとする職員は、第4条第1項の規定による申請をすることができるものとする。 別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができるもの 1 単に氏名が記載されているもの及び対外的にも使用されるが法令上特別な効果を生じおそれがないもの (1) 職場での呼称 (2) 名札 (3) 職員録 (4) 名刺 (5) 座席表 (6) 事務分担表等 (7) メールアドレス 2 専ら組織内で使用される文書で、職員の同一性の確認が容易にできるもの (1) 起案文書 (2) 決裁文書、供覧文書等に係る押印又はサイン (3) 復命書 (4) 事務引継書 (5) 業務日誌等	富岡町議会	4																	



都 道 府 県 市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
							1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
7	564 飯館村	1	飯館村職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、飯館村職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 別表 1 旧姓使用の範囲について (1)基本的な考え方 旧姓を使用できるのは、法律等にふれるおそれのない範囲内において、専ら組織内部で使用され、職務遂行上支障がないと認められる文書とする。	飯館村議会	4												4	4	4	4	2	4



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。				
コ	コ	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関. 定する (ハラス メント )が ある が あ る 倫 理 規 止	2 す る 議 員 向 け の ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 を 設 置 し て い る	3 に 関 する ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 取 組 を 設 置 し て い る	4 そ の 他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)
7	362	下郷町	4	4	1	1				下郷町議会政治倫理条例 第4条 議員は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)並びに公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)等の公職にある者に対して適用される法律その他関係法令のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 町民全体の代表者として、その品位及び名譽を損なうような行為を慎み、その職務に關し不正の疑念を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (2) 町民全体の代表者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 (3) 政治活動に關して、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。 (4) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合にあつても、他の者が不快に感じるセクシャル・ハラスメント等の人権を侵害するおそれのある言動又は行為をしてはならない。 (5) 町(町が資本金、出資金その他これらに準ずるものを出資している法人を含む。以下同じ。)が行う工事の請負契約、業務の委託契約若しくは物品の購入契約(以下「請負契約等」という)、指定管理者の指定に關して特定の業者のために推薦又は紹介その他の有利な取り計らいをしないこと。 (6) 町の職員(臨時職員等を含む。次号において同じ。)の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使用することを働かさないこと。 (7) 町の職員の採用、昇任又は人事異動に關して、不当に關与しないこと。 (8) 町から補助金又は交付金等を受けている営利を目的とする法人その他の団体の代表等に就任しないこと。 (9) 本会議等開会時の葬儀及び告別式の出席は、親族を除き極力避けること。 (10) 新益及び新彼岸等における金品の提供は行わないこと。 (11) 本会議等の欠席及び早退届はその理由を具体的に明記すること。		3	4		2
7	364	檜枝岐村	4	2	3						3	4		1	檜枝岐村地域防災計画 男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。
7	367	只見町	4	4	3						3	4		2	
7	368	南会津町	4	4	2						3	4		2	
7	402	北塩原村	4	4	3						3	4		2	
7	405	西会津町	4	4	2						2	4		3	
7	407	磐梯町	4	4	1			3			1	3		2	
7	408	猪苗代町	4	4	3						3	4		2	
7	421	会津坂下町	4	4	3						3	4		2	
7	422	湯川村	4	4	3						3	3		2	
7	423	柳津町	4	4	3						3	4		2	
7	444	三島町	4	4	2						2	4		2	
7	445	金山町	2	1	3						3	4		3	
7	446	昭和村	4	4	3						3	4		3	
7	447	会津美里町	4	4	1	1			会津美里町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第4条(4) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合にあつても、他の者が不快に感じるセクシャル・ハラスメント等の人権を侵害するおそれのある言動又は行為をしてはならない。		2	4		2	
7	461	西郷村	4	4	3						3	4		3	
7	464	泉崎村	4	4	3						3	4		3	
7	465	中島村	2	4	2						2	4		2	
7	466	矢吹町	4	4	3						3	4		2	
7	481	棚倉町	4	4	3						3	4		3	
7	482	矢祭町	4	4	3						3	4		3	
7	483	塩町	4	4	3						3	4		3	
7	484	敷川村	4	4	3						3	4		2	
7	501	石川町	4	4	3						3	4		1	石川町地域防災計画 一般災害対策編 第1章災害予防計画 第10節避難対策 第8男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進
7	502	玉川村	4	4	1		2	3			3	2		2	
7	503	平田村	4	4	3						3	4		2	
7	504	浅川町	4	4	3						3	4		2	
7	505	古殿町	4	4	2						2	4		3	
7	521	三春町	4	1	3						3	4		2	
7	522	小野町	4	4	3						3	4		2	
7	541	広野町	4	4	2						3	4		3	
7	542	楡葉町	4	4	3						3	4		2	
7	543	富岡町	4	4	3						3	4		3	
7	544	川内村	4	4	3						3	3		2	
7	545	大熊町	4	4	3						3	4		2	
7	546	双葉町	4	4	2						2	2		2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 規 定 が あ る 倫 理 規 止	す 2 ハ ラ ス メ ン ト 規 定 が あ る 倫 理 規 止	に3 関 す ハ ラ ス メ ン ト 規 定 が あ る 倫 理 規 止	4 ・ そ の 他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
7	547	浪江町	3	4	1	1				浪江町議会政治倫理条例 第4条(6) その他地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		3	4		2	
7	548	葛尾村	4	4	3							3	4		2	
7	561	新地町	4	4	3							3	4		2	
7	564	飯籠村	4	4	3							3	4		2	